

**【表紙】**

**【提出書類】** 訂正有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年12月26日

**【会社名】** 株式会社エル・シー・エーホールディングス  
(旧会社名 株式会社L'ALBAホールディングス)

**【英訳名】** LCA Holdings Corporation  
(旧英訳名 L'ALBA Holdings Corporation)

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 笹部 高廣

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
(旧本店の所在の場所 東京都中央区銀座一丁目20番14号)

**【電話番号】** 03(3539)2583(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 田中 英男

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
(旧本店の所在の場所 東京都中央区銀座一丁目20番14号)

**【電話番号】** 03(3539)2583(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 田中 英男

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券  
その他の者に対する割当17,289,000円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
の合計額を合算した金額1,746,189,000円

**【届出の対象とした募集金額】** (注) 新株予約権証券の権利行使期間内に行使が行われない  
場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合  
には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行  
使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
は減少します。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成25年8月9日開催の第49期定時株主総会の決議により、平成25年8月9日から会社名及び  
本店の所在の場所を上記のとおり変更致しました。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月4日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第45期（平成21年5月期）事業年度有価証券報告書から第50期（平成26年5月期）第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていた」として、平成25年12月19日付で有価証券報告書、四半期報告書等に係る訂正報告書を提出するよう命令（以下「本件提出命令」といいます。）が発出されました。

当社としては本件提出命令には承服できないものとして、今後、行政事件訴訟法に基づく処分取消の訴えを提起することも検討しており、並行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続きを含め、該当有価証券報告書、四半期報告書に関する公正な判断を求める方針です。

また他方で、本件提出命令については、その提出まで7日間の期限が付されているところ、本件提出命令に従わないときに金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に従い、第45期（平成21年5月期）事業年度有価証券報告書から第50期（平成26年5月期）第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

当該報告書の提出に伴い、平成24年6月18日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

< 中略 >

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

) 第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行の経緯

### 第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫線で示してあります。

(訂正前)

### 第一部【証券情報】

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

< 前略 >

また、本新株予約権の行使価格15.3円は、当社株価17円（平成24年6月15日の終値）を10%ディスカウントした金額としております。このディスカウント率につきましては、当社が未払金や未納税金等の延滞により当社の保有する不動産に対する強制競売の申立及び差押を受けていること、さらに第3四半期連結累計期間においても75,838千円の営業損失、366,334千円の四半期純損失を計上していることから、割当先からも行使価格について相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式及び本新株予約権の発行を実現するには、10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、各割当予定先とも充分協議の上、決定したものであります。

< 中略 >

##### 6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

) 第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行の経緯

< 中略 >

しかしながら、当社においては、当第3四半期連結累計期間においても75,838千円の営業損失、366,334千円の四半期純損失を計上していること、さらに、多額の未払債務や未払税金等により、当社の保有する不動産に対する強制競売の申立（前述の

とおり、デーショップの強制競売申立は取り下げられましたが、株式会社フレスカが申し立てた強制競売の手続が継続しております)、及び東京国税局等による差押を受けていることから、継続企業の前提に疑義がある旨の注記がある状況でありますため、複数の割当候補先との交渉を進めたものの、国内においては金銭の払い込みによる新株式の発行または新株予約権付社債の引受先を見出すことはできませんでした。

< 後略 >

(訂正後)

## 第一部【証券情報】

### 第3 第三者割当の場合の特記事項

#### 3【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

< 前略 >

また、本新株予約権の行使価格15.3円は、当社株価17円(平成24年6月15日の終値)を10%ディスカウントした金額としております。このディスカウント率につきましては、当社が未払金や未納税金等の延滞により当社の保有する不動産に対する強制競売の申立及び差押を受けていること、さらに第3四半期連結累計期間においても75,838千円の営業損失、392,304千円の四半期純損失を計上していることから、割当先からも行使価格について相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式及び本新株予約権の発行を実現するには、10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、各割当予定先とも充分協議の上、決定したものであります。

< 中略 >

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

##### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

) 第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行の経緯

< 中略 >

しかしながら、当社においては、当第3四半期連結累計期間においても75,838千円の営業損失、392,304千円の四半期純損失を計上していること、さらに、多額の未払債務や未払税金等により、当社の保有する不動産に対する強制競売の申立(前述のとおり、デーショップの強制競売申立は取り下げられましたが、株式会社フレスカが申し立てた強制競売の手続が継続しております)、及び東京国税局等による差押を受けていることから、継続企業の前提に疑義がある旨の注記がある状況でありますため、複数の割当候補先との交渉を進めたものの、国内においては金銭の払い込みによる新株式の発行または新株予約権付社債の引受先を見出すことはできませんでした。

< 後略 >

(訂正前)

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日	平成23年8月19日 関東財務局長に提出
第3四半期報告書	事業年度 (第48期 第3四半期)	自 平成23年11月21日 至 平成24年2月20日	平成24年4月4日 関東財務局長に提出

< 後略 >

(訂正後)

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日	平成23年8月19日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日	平成25年12月26日 関東財務局長に提出
第3四半期報告書	事業年度 (第48期 第3四半期)	自 平成23年11月21日 至 平成24年2月20日	平成24年4月4日 関東財務局長に提出

訂正第3四半期報告書	事業年度 (第48期 第3四半期)	自 平成23年11月21日 至 平成24年2月20日 平成25年12月26日 関東財務局長に提出
------------	-------------------------	---

&lt; 後略 &gt;